## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所衛生課

番号73

許認可等の内容		毒物又は劇物の販売業の登録
根拠法令及び条項		毒物及び劇物取締法第4条第1項
	関係条項	毒物及び劇物取締法施行規則第4条の4第2項
審		・茅ヶ崎市毒物劇物販売業等登録審査基準及び指導基準
查	基準(未設定の場合は	
	(不設定の場合は その理由)	
基		
準		
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年4月1日設定(年月日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 18日 (休日は含まない。)
間	設定等年月日	平成29年4月 1日設定(年月日最終変更)